

## 令和元年度 苫小牧市ワークライフバランス等企業表彰実施要領

### (目的)

第1条 男女平等参画社会の実現に向けて、仕事と家庭等が両立できる職場環境づくりや、いきいきと働き続けることができる職場の実現に向けて、取組を実施している市内の企業、社団法人、財団法人、NPO法人等（以下、「企業等」という）を表彰して、広く事例を公表することで、ワークライフバランスや女性活躍に関する働き方についての社会的気運の醸成を図ることを目的とします。

### (表彰)

第2条 表彰については、次のとおりとします。

- (1) 表彰は、前条の目的を達成するために、取組を行っている企業等を選定します。
- (2) 表彰式とあわせて事例発表を行います。
- (3) ホームページ等に掲載し、広く公表します。

### (対象)

第3条 表彰する対象は、市内の企業等で、労働関係法令等に関して重大な違反や、社会通念上表彰するにふさわしくないと判断されるような問題を起こしていない企業等とします。

### (取組)

第4条 表彰の対象とする取組は、次のとおりとします。

- (1) 長時間労働の削減に関する取組
  - ・会議の効率化
  - ・業務の簡素化や見直し
  - ・定時退社デー など
- (2) 休暇取得促進に関する取組
  - ・年休取組促進
  - ・ボランティア休暇
  - ・アニバーサリー休暇 など
- (3) 育児と仕事の両立に関する取組
  - ・妊娠中や産前、産後休暇及び育児休業中の女性社員やその家族のために、必要な情報提供や相談体制
  - ・代替要員の確保など職場でのカバー体制
  - ・管理職を対象とした両立支援の研修 など
- (4) 介護と仕事の両立に関する取組
  - ・休業前から復職までのサポート体制
  - ・代替要員の確保など職場でのカバー体制
  - ・管理職を対象とした両立支援の研修 など
- (5) 多様な勤務形態の導入に関する取組
  - ・フレックスタイム
  - ・在宅勤務（テレワーク）
  - ・短時間正社員制度 など
- (6) 職場における女性の活躍に関する取組
  - ・女性の職域拡大に向けた採用・配置の見直し
  - ・育児、介護休暇等による女性の勤続年数伸長
  - ・アンケートや意識調査による社内体制の整備 など

(7) 従業員の仕事以外の充実に関する取組

- ・健康づくりや語学の習得、趣味の活動などの支援
- ・ボランティア、PTA、町内会などの社会的活動への参加支援 など

(8) その他ワークライフバランス等に関する取組

- ・男性職場と考えられていた分野への女性進出
- ・女性職場と考えられていた分野への男性進出
- ・(1)～(7)に当てはまらない取組

(応募書類の作成)

第5条 応募する企業等は、次の用紙に必要事項を記入して市長へ提出します。

- (1) 苫小牧市ワークライフバランス等企業表彰応募用紙
- (2) 苫小牧市ワークライフバランス等取組事例内容調書

※取組事例がわかるように、できるだけ詳細な資料を添付してください。

(応募期間)

第6条 応募期間は、令和元年6月3日(月)～8月30日(金)までとします。

(審査)

第7条 市は、「苫小牧市ワークライフバランス等企業表彰審査会」において、厳正かつ公正に審査します。

(変更の届出)

第8条 企業等は、応募用紙等に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに変更内容の届け出をしてください。

(表彰の取消)

第9条 市は、次のいずれかに該当する場合には、当該表彰を取り消します。

- (1) 企業等から取消の申し出があったとき。
- (2) 企業等が規定要件を満たさなくなったとき。
- (3) 企業等が虚偽の内容による申請を行ったとき。
- (4) 企業等が社会通念上、不適切な行為を行ったとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定めます。

付 則

この要領は、令和元年(2019年)6月3日から施行します。